

## －医療情報取得加算について－

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、  
特定健診情報等 の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています

上記の体制により、令和6年12月より「医療情報取得加算」として、  
以下の通り診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時  
医療情報取得加算 1点
  
- 再診時(3月に1回限りの算定)  
医療情報取得加算 1点

令和6年12月2日より保険証の新規発行は終了しましたが、現在のお手元にある保険証については有効期間内、又は令和7年12月1日まで使用できますが、順次マイナカードへの紐づけをよろしくお願いいたします。

今後も引き続きマイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

宮園歯科医院  
院長 宮園 智之